

○若松復興副大臣 皆さん、おはようございます。ただ今より、第12回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

まず、会議の開催に当たり、議長であります高木復興大臣より皆様方に御挨拶を申し上げます。

○高木復興大臣 皆様、おはようございます。今日は、御多忙にもかかわらず、こうして御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおりでございますけれども、この3月11日で丸5年が経過をいたしました。しかし、今なお避難生活を余儀なくされているという方がたくさんいらっしゃる。そういう状況にある中、皆様方には大変御苦勞をお掛けしていると存じております。

福島では、一部の市町村で避難指示の解除が行われるなど、復興は着実に進展していると考えておりますが、帰還困難区域以外の区域については、平成29年3月までに避難指示を解除できるよう、現在、政府を挙げて環境整備に取り組んでいるところでございます。住民の帰還に向けて、政府として住宅、医療・介護、買い物環境などの生活環境の整備、あるいは「官民合同チーム」による事業再開支援や「イノベーション・コースト構想」の推進による働き場の創出等に取り組んでいるところでございます。

また、帰還困難区域の取扱いは地域の将来の姿にも関わる重要な課題でございまして、復興庁としても、今月10日の総理の発言を踏まえ、夏までに国の考え方を示すべく、政府部内でしっかりと検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き復興庁として、福島の復興・再生に必要な施策を講じてまいりたいと考えます。後ほど詳しく説明させていただきますが、具体的には平成27年度補正予算が本年1月に成立したところでございまして、福島再生加速化交付金などによる長期避難者や早期帰還の支援のほか、除染、地域経済の再生等を盛り込んだ平成28年度予算案は、現在、国会審議中で、その成立を目指しているところでございます。

3月11日には「復興・創生期間」の復興基本方針を閣議決定させていただきました。新たな基本方針に基づき、福島の復興・再生を始めとした課題にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

震災から5年を経て風化と風評が指摘されておりますが、今年の6月を東北復興月間と位置付けまして、復興関連イベントを実施いたしたいと考えております。また、近々に「風評対策タスクフォース」を開催し、改めて各省庁と一体となって風評対策に取り組んでまいります。

「福島12市町村の将来像」の提言につきましては、個別具体化・実現に向けたフォローアップを福島県と共同で行っておりまして、引き続き関係省庁、県市町村、民間とよく連携して進めていきたいと考えております。

今後とも福島の復興・再生は中長期的対応が必要と考えておりまして、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組む所存でございます。

復興庁が司令塔となり、本日出席の各省庁とも協力しつつ、地元の皆様方と一体となっ

て福島復興の加速化に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、今後ともの御指導、御鞭撻、心よりお願いを申し上げまして、私の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

○若松復興副大臣 続きまして、林経済産業大臣より御挨拶申し上げます。

○林経済産業大臣 おはようございます。経産大臣の林でございます。

もう震災から5年目となる今もなお、福島県全体で約10万人の方々が避難されているわけでありまして。福島第一原発の廃炉・汚染水対策と福島の復興は経済産業省が担うべき最も重要な課題でございます。廃炉・汚染水対策につきましては、様々な問題はありますけれども、今後も「中長期ロードマップ」に基づきまして、国も前面に立って、安全確保を最優先に取り組んでまいります。

福島の復興につきましては、平成26年に田村市と川内村の一部地域で、そして、昨年9月には全住民の方が避難された自治体で初めて楡葉町の避難指示の解除が実現したところでございます。引き続き関係省庁と連携いたしまして、帰還に向けた環境整備に取り組んでまいります。

また、浜通りの地域事業・生業の再建に向けまして、「官民合同チーム」が既に3,500を超える被災事業者を個別に訪問しておりまして、事業再開に向けて人材確保、設備投資など、支援に取り組んでいきます。さらに、新たな産業の創出を目指す「イノベーション・コースト構想」の実現、加えまして、「働く場」を確保するための企業立地補助金などの活用による企業立地によりまして、地域の振興の後押しとなる取組を進めてまいります。

未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島において創出すべく、「福島新エネルギー社会構想」を取りまとめまして、直ちに実行に移してまいります。来年度から「復興・創生期間」を迎えます。引き続き福島の日も早い復興再生に向けて、住民の皆様へ寄り添いながら、全力で取り組んでまいります。

本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただければと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○若松復興副大臣 続きまして、丸川環境大臣より御挨拶申し上げます。

○丸川環境大臣 丸川でございます。

御参集の皆様方におかれましては、現場現場におきまして、日々福島の復興・再生に御尽力をいただいておりますこと、改めて感謝と敬意を表したいと存じます。

これからの5年間は被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していくための「復興・創生期間」に入ります。引き続き福島の復興を最優先の課題と認識して、全力を尽くしてまいります。

国直轄除染につきましては、除染の対象となる11市町村のうち、避難指示解除準備区域と居住制限区域におきましては、これまでに田村市、川内村、大熊町、楡葉町、葛尾村及び川俣町の6市町村の全体、並びに飯舘村の宅地部分で計画に基づく面的除染が終了いた

しました。また、帰還困難区域であっても、地域の復興のために不可欠な公益的インフラ等については、既に個別に除染をしてきているところがございます。また、市町村除染につきましても、福島県内の公共施設等は施設数にしましておよそ9割、住宅は戸数にしましておよそ8割が完了しております、国としても引き続き財政的措置はもとより技術的支援をしっかりと行ってまいります。

いずれにしましても、除染の実施対象であります全ての地域において、被災地の皆様とのお約束である、平成28年度末までに計画に基づく面的除染の完了を目指してしっかりと取り組んでまいります。

中間貯蔵施設については、その受入れを御判断いただいても、福島県からの来年度の用地職員の派遣を始め、様々な形で御協力をいただいておりますことに改めて深く感謝申し上げます。

昨年3月から開始をいたしましたパイロット輸送につきましては、順調に進めば明日にも終了する見込みであります。来年度から本格輸送を開始し、段階的に輸送量を拡大していくこととしております。また、施設の整備に向けて、地権者説明の加速化プランに基づき用地取得に取り組んできたところであり、来年度から福島県から派遣をいただく10人も加えまして110人体制で用地取得を加速化し、本格的な施設の整備に着手をしております。

特に中間貯蔵施設の見通しについて年度内にお示しをすることとしておりましたが、「当面5年間の見通し」について、本日この場で公表をさせていただきます。詳細については後ほど事務方から御説明をさせていただきますが、ポイントといたしましては、「復興・創生期間」の最終年であります平成32年度までに500～1,250万 m^3 の除染土壌等が中間貯蔵施設へ搬入できる見通しであり、この見通しに沿って取組を進めることにより、学校や住宅など、身近な場所や幹線道路の周辺にある除染土壌等に相当する量を搬入することを目指してまいります。

福島県内の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場の活用を御地元にご容認いただいたところであり、今後、安全・安心に万全を期して事業を進めてまいります。旧警戒区域内の津波がれきにつきましては、避難指示解除準備区域と居住制限区域につきましては、国直轄で処理を進めており、3月31日で仮置場への撤去を完了する予定でございます。

引き続き関係市町村の皆様にご丁寧な説明を重ね、その御理解を得ながら、これまでも復興・再生に全力で取り組んでこられた皆様方とともに、今後とも力を合わせて、さらなる加速化に努めてまいります。

本日はどうぞよろしくごお願い申し上げます。

○若松復興副大臣 続きまして、内堀福島県知事より御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 本日は、高木大臣、林大臣、そして、丸川大臣を始め、政府の関係の皆様には、このように福島までお越しをいただき、また日頃から福島県の復興再生に大変な御尽力をいただいていることに対し、心から御礼を申し上げます。

さらに平成28年度以降、5年間の復興財源の確保、国勢調査に係る普通交付税の特例措

置など、福島県の実情を踏まえた対応をいただいていることに対し、重ねて御礼を申し上げます。

4月からいよいよ「復興・創生期間」に入ります。この間、JR常磐線の全線開通の見通しや、常磐自動車道の一部区間の4車線化が示されたほか、復興を支える様々な拠点施設の整備が進むなど、これまで懸命に取り組んできた成果が確実に芽吹きつつあります。一方で、今もなお、多くの方々が県内外で避難生活を続けており、被災者の生活再建を始め、産業再生、風評・風化という2つの逆風など、課題は多岐にわたっており、福島復興はいまだ途上にあります。

県といたしましては、昨年末に第3次復興計画を策定しまして今後進むべき新たな道筋を示したところであり、新年度から始まる「復興・創生期間」において、計画に掲げる様々な取組を実行に移し、復興を全力で前に進めてまいります。

福島県の復興再生は、これからの5年間は正念場となります。大臣を始め皆様におかれましては、市町村長や各団体代表からの御意見を真摯に受け止め、福島復興の加速化に向け引き続き御尽力をいただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方は、ここで御退室願います。

(報道関係者退室)

○若松復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

まず国側から、続いて福島県から一通り御説明申し上げます。その上で、御出席の皆様との間で意見交換をさせていただきたいと考えております。なお、大変恐縮でございますが、大勢の方々に発言いただきたいということで、当初お願いしております時間厳守でよろしく願いいたします。

それでは「福島復興・再生に向けた取組状況」について、事務局から説明させます。

○ 復興庁から「福島復興・再生に向けた取組状況」を御説明させていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

まず、平成27年度補正予算及び平成28年度予算案のポイントについて御説明をいたします。平成27年度補正予算につきましては、福島の早期帰還支援を推進するために、除染の加速、12市町村内の被災事業者の自立支援、産業・生業の支援などを行うための所要額として「安全・安心な生活環境の実現」のために783億円、「地域経済の再生」のために233億円、合計で総額1,016億円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

平成28年度予算案につきましては、総額2兆4,055億円を計上いたしております。ここでは5つの分野に整理をさせていただきますが、そのうち原子力災害からの復興・再生に係る予算として、帰還促進や12市町村生活の再構築に向けた取組を強化するために約1兆円

を計上いたしているところでございます。

平成27年度補正予算案とあいまって、現場の状況や御要望も最大限踏まえながら、福島復興に必要な予算を計上いたしました。詳細は3ページにまとめてございますけれども、細かくなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページを御覧ください。

今月11日に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定いたしました。この基本方針は、今後5年間の「復興・創生期間」において、政府全体として重点的に取り組む事項を明らかにするものでございます。

2段目に基本的な考え方を整理しております。福島につきましては、今後、本格的な復興のステージに入りますけれども、福島の復興・再生は中長期的な対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組むことを明記いたしました。

「2. 各分野における今後の取組」につきましては、5つの分野に分けて記載しておりますけれども、福島関係については比較的丁寧に書き込んでおります。また、一番下でございますけれども、この基本方針については、復興施策の進捗状況あるいは原子力災害からの復興の状況を踏まえまして、3年後を目途に必要な見直しを行うことといたしております。

5ページを御覧ください。

原子力災害からの復興・再生について、今後取り組むべき5つの重要事項を記載いたしております。国が前面に立って、廃炉・汚染水対策を進めること。また、除染や中間貯蔵施設の整備・運搬などについての取組。避難指示解除等、帰還に向けた取組の拡充。「イノベーション・コースト構想」を含めた、中長期・広域的な発展基盤の強化。5番目として、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充。これらを基本方針に明記いたしました。

6ページを御覧ください。

震災から5年を経過し、風化と風評が指摘されておりますけれども、こうした中、震災からの教訓を国民的に共有し、復興の現状を国内外に正確に発信するための取組を実施してまいります。具体的には、平成28年6月を東北復興月間といたしまして、この期間を中心に被災地内外で復興関連イベントを実施いたします。6月6日には、東日本大震災5周年復興フォーラムを開催することといたしております。また、伊勢志摩サミット及び関連会合を活用して、国際的な情報発信も強化をいたしてまいります。

7ページを御覧ください。

昨年7月「福島12市町村の将来像」の提言を取りまとめました。この提言の実現に向けて、昨年10月、復興庁及び福島県が共同事務局となりまして、市町村にも参画いただき「福島12市町村の将来像提言フォローアップ会議」を立ち上げました。この会議は主要個別項目の進捗管理を行っておりまして、6月頃に開催予定の有識者会合、検討会にこの工程表を報告し、御助言を頂く予定にいたしております。

8 ページに 5 分野 19 の主要項目、検討項目を掲げておりますけれども、この 19 プロジェクトごとに具体化に向けた取組を今後着実に進めてまいります。

最後に 9 ページを御覧ください。

インフラの復旧も着実に進んでおります。これは JR 常磐線について、区間ごとの開通見通しを示したものでございますが、先日の総理からの指示を踏まえまして、平成 31 年度末までに全線で開通させることを 3 月 10 日に公表いたしましたところでございます。実現に向けて、引き続き関係者と連携して取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○若松復興副大臣 次に、原子力災害からの福島復興の加速に向けた取組及び福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、原子力災害対策本部から説明させます。

○ 御説明申し上げます。資料 2 を御覧ください。

1 枚おめくりいただきまして、現在の避難指示を受けております 11 市町村の避難指示の解除等の状況について整理をしております。

まず、平成 26 年 4 月に田村市の避難指示解除を行ったわけでございますけれども、こちらにつきましましては、現状、人口の 61%、世帯の 68% の方が居住しているという状況にあり、今後とも復興に向けた取組を継続していくこととなっております。

川内村につきましても、平成 26 年 10 月に当時の避難指示解除準備区域についての解除を行ったわけでございますが、こちらについてもおおむね 6 割ぐらいの方が全村で帰還をされているという状況でございますけれども、引き続き復興に向けた取組を加速していくということになってございます。

その上で、平成 27 年 9 月、檜葉町が初めて全町での解除ということを行ったわけでございますけれども、現状では人口の 6%、世帯の 10% の方が帰還をされたという状況にございます。

2 ページの下半分でございますけれども、解除以降、医療環境の確保、買い物環境の充実、宿泊施設の整備、仮設郵便局の再開、「イノベーション・コースト構想」の進展、「働く場」の確保等、様々な進展がございますけれども、引き続きしっかりとした帰還が進むような状況整備が課題となっております。

3 ページ目でございます。南相馬市、川俣町、葛尾村につきましましては、現在、準備宿泊を行っているところでございます。今後、解除に向けての手順等を調整していくというフェーズに来ておりますが、南相馬市におきましては、医療・保健施設あるいは買い物環境の整備といったようなことが最近では起こっております。

また、川俣町におきましても、井戸掘り等の対策、あるいは駐在所の業務再開といったようなことが起きております。

葛尾村におきましては、井戸掘り等の対策に加え、今後、買い物環境の整備ということで、今春の地元商店の再開を目指しているということでございます。

引き続きまして、飯舘村でございます。現在、特例宿泊を実施中でございます。今後、

秋に向けて医療施設の整備あるいは役場の再開といったことが進んでまいります。来年の解除ということに向けての村の意向ということも報道で出ているところでございます。

引き続きまして、富岡町でございます。こちらにつきましては、初めての特例宿泊を実施いたしました。これから秋以降、商業施設の整備、診療所の整備、「イノベーション・コースト構想」の予定といったようなことがこれから先、進んでまいの見込みでございます。

浪江町でございます。こちらにつきましては、平成29年3月の帰還を目指して除染作業等、インフラ復旧作業等が進められている状況でございますけれども、今後、秋に向けて、商店街、商業施設の整備等を進めていくという段取りになっております。

その上で、大熊町及び双葉町につきましては、町の大半が帰還困難区域ということでございますので、冒頭にも御紹介がございましたが、国の考え方をいづれ示していくという方向で現在準備を進めているということでございます。

その上で、大熊町におきましては、給食センター、ソーラーパネル、あるいは双葉町におけます復興まちづくりの長期ビジョンづくり、あるいは「双葉町ふれあい広場」のオープンといったような幾つかの進展がございますけれども、いづれにしましても、避難指示解除に向けた、除染を始めとする様々な課題に政府を挙げてしっかりと取り組んでいくという姿勢で進めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、資料3で福島第一原発の廃炉・汚染水対策の状況について、御報告を申し上げます。

1枚おめぐりいただければと存じます。「汚染水対策の進捗と今後の見通し」でございます。

まず、近づけない対策でございますけれども、一昨年来、地下水バイパス、サブドレンの稼働といったような大きな進展があり、また今後、凍土壁の閉合というものが始まっていく見通しでございます。そういったことによりまして、建屋への地下水流入量、こちらが以前400t/dayであったものがおおむね半分に減っていく。さらには凍土壁の閉合後には、さらにその下を目指していくというのが大まかな流れとして想定をされております。

現状、汚染水の発生量ということについては、他の要因から発生している水があるために全体の量はもう少し多くはなっておりますけれども、こういったものについても、凍土壁の閉合等に伴い減少していく見込みでございます。

次に、漏らさない対策でございますけれども、昨年10月に海側遮水壁の閉合が行われまして、これによりまして周辺海域の放射性物質の検出状況というものが検出限界値未満で大幅に下がったということが1つございます。

取り除くという対策につきましては、昨年、タンク内汚染水、トレンチ内の汚染水の処理が全ておおむね完了したということございまして、これによって、敷地境界の追加的実効線量というものが1 mSvを下回るという状況まで来ております。今後の課題といたしましては、ALPS処理水の長期的取扱いの検討ということを進めていくのが次の段取りになっ

てくるわけでございます。

また、報道も出ておりますけれども、1号機のタービン建屋への汚染水の流れ込みというのが止まったということもでございます。昨年、度々トラブルが起こっておりましたK排水路についても、港湾内への付け替えが近日中に終了するというようになっております。また、一般作業服での着用可能エリアの拡大という労働環境面での進展ということについても触れておきたいと思っております。

2 ページ目を御覧ください。「廃炉対策の進捗と今後の見通し」でございます。

こちらにつきましては、現状、燃料の取り出しを1号、2号、3号で進めるというのが作業の主たるフェーズでございますけれども、1号機につきましては、建屋カバーの撤去開始。2号機につきましても、オペレーティングフロアに近づくための広大な設置。3号機については、おおむねオペレーティングフロアのクリーニングは大体終了いたしまして、これからかまぼこの形をした装置を上に乗せて、2017年度からの取り出しに向けた準備を進めていくという状況でございます。

デブリの取り出しにつきましては、それぞれ号機ごとにロボット等が入った調査を進めつつあるわけですが、一部時間がかかっているところもあり、例えばミュオンといった他の方法による格納容器内の状況の調査ということも併せて行いながら、多層的な取組を並行的に進めております。それを経て2017年夏頃の号機ごとの取り出し方針の決定、初号機の取り出し方法の2018年度上半期の確定ということに進めてまいりたいと、かように考えております。

3 ページ目を御覧ください。情報発信面の強化ということでございます。

動画とパンフレットを2つ、御紹介しておきたいと思っております。日本語と英語版の動画、こちらについては国際会議等でも御紹介しております、大分反響を、私ども一定の手応えを得ております。またパンフレットにつきましても、これまであったものを抜本的に改訂いたしまして、20万部以上を福島県内外に配布等をしております。こちらについてもポジティブな受け止めをいただいております、今後ともこういった情報発信、強化をしてまいりたいと思っております。

4 ページ目でございます。

もう一つ、近く4月10日から11日にかけて、第1回の福島第一廃炉・国際フォーラムをいわきにおいて開催いたします。福島に国内外の叡智を結集するという事で、テーマといたしましても、廃炉に関する地域社会とのコミュニケーションの経験を海外の国々とも共有する。また、技術的な課題の克服について、様々な専門家との意見交換をするということのほかに、ショーケース的にビジネスチャンスづくり、あるいは風評被害払拭ということを狙いまして「廃炉技術展」あるいは地元参画による「特別展」ということも併せて行うことにしておりますので、こういった総合的な取組を含めて、情報発信の強化を引き続きやってみようと思っております。

以上でございます。

○若松復興副大臣 次に、除染・中間貯蔵施設等の現状について、環境省から説明させます。

○ それでは、資料4を御覧ください。

まず3ページ、4ページ、国直轄除染の進捗状況でございます。先ほど大臣からございましたように、これまで田村市など6市町村及び飯舘村の宅地部分について、計画に基づく面的除染が終了してございます。残りにつきましても、計画どおり実施、完了すべく工程管理をしっかりと行いまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

5ページ、市町村除染の状況でございます。関係市町村の御協力をいただきまして、着実に進捗してございます。これにつきましても、平成28年度末までに計画に基づく面的除染の完了を目指しまして、引き続き国としてもしっかりと支援をさせていただきます。

7ページ「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」でございます。これにつきましては3月9日、復興庁、農林水産省、環境省の関係省庁のプロジェクトチーム会合におきまして取りまとめております。生活環境から奥山まで総合的に盛り込んでございますけれども、例えば住宅周辺の里山の再生に向けては、森林内の憩いの場や、日常的に人が立ち入る場所の適切な除染でありますとか、広葉樹林の再生等の事業、あるいはこれらを含む様々な事業を組み合わせたモデル事業の実施などを盛り込んでございます。地元の御要望をよくお聞きしながら、関係省庁と連携をして進めてまいります。

次に、中間貯蔵でございます。

10ページ目に地権者への御説明の状況、最新の2月末の段階のものをお示ししてございます。左側、連絡先を把握しております地権者の皆様方、約1,400名につきまして、個別訪問等を1,200名余りにさせていただきまして、説明をしてございます。相当部分の物件調査も既に実施させていただいておりまして、加えて、昨年11月に地権者の説明の加速化プランを策定させていただきまして、取組を進めてございます。2月末までの契約件数は69件でございますけれども、県からの人的支援もいただき、4月からさらに体制を強化いたしまして、迅速かつ丁寧な説明を進めていきたいと思っております。

11ページ、パイロット輸送でございます。県内の43市町村につきまして、昨年3月からパイロット輸送を開始いたしまして、順調に行けば明日には全て終了する予定でございます。

12ページにございますように、平成28年度を中心とした事業の方針を2月に発表してございますけれども、地元の御理解をいただきながら、来年度から段階的に本格的な施設の整備に着手をするとともに、4月からは、まず28年度は15万 m^3 程度でございますが、段階的に本格輸送を開始できるよう準備をしているところでございます。

13ページを御覧ください。大臣の冒頭の御挨拶にございましたけれども、中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」について、本日公表させていただいたものでございます。用地取得や施設整備に全力を尽くすことによりまして「復興・創生期間」の最終年であり、平成32年度までに500万ないし1,250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通しとし

てございます。これによりまして、少なくとも住宅、学校など、身近な場所にある除染土壌等、約180万 m^3 と推定してございますけれども、これに相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すこととしてございます。さらに、用地取得等を最大限進めまして、幹線道路沿いにある除去土壌等、約300～500万 m^3 と推定してございますけれども、これに相当する量を中間貯蔵施設への搬入を目指すということとしてございます。

なお、実際にどの仮置場あるいは保管場所から順番に搬出をしていくかということにつきましては、各市町村の御判断により進めてまいりたいと思っております。また、この見通しは中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しをすることとしてございます。今後の見直しの中で、今後の中間貯蔵施設事業の状況に応じまして、できるだけ見通しの幅を狭めていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

14ページ以降、この見通しの根拠、毎年の数字がございましてけれども、説明は割愛させていただきます。

16ページ、30年以内の県外最終処分に向けた取組ということで、既にお示ししました8つのステップの具体化に向けまして、現在、減容・再生利用技術開発に係る検討会を昨年7月から実施してございます。これにつきましては、来週3月30日に技術開発戦略を取りまとめる予定でございます。

最後に廃棄物関係でございます。

18ページを御覧ください。上段にございます福島県の対策地域内については、帰還困難区域を除いて今月で津波がれきの撤去を完了する予定でございます。また、仮設焼却施設は7施設が稼働してございます。焼却処理を進めてございます。下段にございます福島県の対策地域外については、南相馬市の国代行の仮設焼却施設が来月稼働を開始する予定でございます。

19ページ、県内の指定廃棄物の処理の進め方ということでございます。県内の可燃性の指定廃棄物については、焼却等の処理によって減容化を図るということで事業を進めてございます。

20ページ、福島県内の10万Bq/Kg以下の指定廃棄物等につきましては、富岡町にございます既存の管理型処分場を活用して処分をする計画でございます。昨年12月に福島県、富岡町及び檜葉町から当該事業について容認をいただいたところでございます。今後は、安全・安心の確保に万全を期して事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○若松復興副大臣 次に「復興・創生期間」の福島復興再生について、福島県の内堀知事から説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 それでは、資料5-1を御覧ください。

まず、1ページは福島復興のあゆみであります。震災と原発事故から5年、ふたば未来学園高校の開校など、復興の光が目に見える形になってきました。「復興・創生期間」内のJR常磐線全線開通と常磐道一部区間4車線化の方針決定について、関係者の御尽力に改

めて御礼を申し上げます。

一方で、第一原発の廃炉を始めとした原子力発電所事故への対応、避難地域や浜通りの再生、風評・風化の問題など、解決しなければならない課題も多いのが現実であります。今後、政府に取り組んでいただきたい施策等について、これから総括的に申し上げます。

2 ページは、原子力発電所事故への対応であります。廃炉・汚染水対策の強化に向け、国が前面に立って確実に対応をしていただく必要があります。また、県全域の環境回復のためには、追加的除染も含めた必要な除染を確実に実施していただかなければなりません。森林除染は地元の意向に丁寧寄り添いつつ、迅速な対応をお願いいたします。

中間貯蔵施設については、先ほど環境大臣から考えが示されました。県民は一日も早い環境回復を望んでおり、国は施設の設置者として、責任を持って、総力を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。

本県復興の基本理念は、県内原発の全基廃炉を前提とした、原子力に依存しない社会づくりであります。福島県における再生可能エネルギー先駆けの地実現に向けた取組について、「福島新エネ社会構想」も含め、推進していくことが重要です。特に、送電網の増強への早急な対策をお願いいたします。

また、原子力損害賠償についても、今後も被害の実態に見合った対応が必要であります。

3 ページは、避難地域・浜通りの復興再生であります。避難地域の復興再生には「12市町村の将来像」に描かれた姿を実現する必要があります。避難指示解除に向けて生活基盤となる医療介護提供体制の再構築、地域公共交通、教育、治安の確保等の生活環境を迅速に整備する必要があります。特に、二次救急医療体制の整備について、財源確保はもとより、医師・看護師等の人材確保についても、国を挙げて御協力をいただきたいと思っております。農林水産業、事業・生業の再建に関しては、「官民合同チーム」の役割が大きく、支援策の一層の充実や、国、県、民間が一体となって動ける体制づくりなど、体制の抜本的な強化が必要であります。

「イノベーション・コースト構想」は、国家プロジェクトとして、政府一体となって確実に推進をしていただきたいと思っております。特に、ロボットテストフィールドは、経済産業省との協定に基づき、安定的運営に向けた協力、官公庁等のロボット配置促進等を図っていただきたいと思っております。福島県のアーカイブ施設については、過去に類を見ない複合災害の記録の継承・保存・発信のための施設であり、国の財政的な支援が必要であります。

ふくしま復興再生道路の一つである県道吉間田・滝根線は、避難地域の復興加速化に極めて重要な路線であり、早期整備が必要であります。福島特措法として初めての国直轄権限代行事業として、新年度当初から着手をしていただきたいと考えております。

4 ページは、風評払拭・風化防止対策の強化であります。県全域で風評が根強く残っており、時間の経過とともに風化が進行しています。風評払拭・風化防止対策は継続が重要であり、財源措置の継続をお願いいたします。

農林水産物の安全確保について、風評が無くなるまでは残念ながら時間がかかります。

農林水産物の継続した検査を可能とする制度構築や安定した財源措置を検討していただきたいと思えます。

震災前の水準に大きく及ばない状況の教育旅行・インバウンドの回復に向け、観光復興予算措置の継続、拡充等をお願いしたいと思います。また、日本産食品の輸入規制撤廃、渡航制限解除に向けた諸外国への働きかけを政府として強化していただきたいと思えます。

最後に、5ページをお願いいたします。「集中復興期間」の5年が経過し、局面が変化していく中で、従来の課題が複雑化、あるいは新しい課題が生じてくるというのが福島の現状であります。

未曾有の原子力災害からの福島復興再生の礎が福島復興再生特別措置法であり、政府が総力を挙げて取り組む施策の全体像を具体的に示すのが福島復興再生基本方針であります。

当面の目標である2020年に、国内外に福島県が復興した姿を発信できるよう、国には必要な財源の確実な措置はもとより、福島復興再生基本方針を本県の実情や地元の意向を踏まえた内容に見直していただき、関連する法定計画も変更、活用しながら、福島の復興再生を我々地元と一体となって、さらに加速していただきたいと思えます。

以上で福島県の説明を終わります。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、御出席の皆様にご議論いただければと思えます。

誠に勝手ながら、まずはこちらから順番に御指名させていただきます。

まず、橋本福島県農業協同組合中央会長代理からお願いいたします。

○橋本福島県農業協同組合中央会長代理 大橋会長は所用で出席できませんので、私、参事の橋本と申します。このような機会において発言の場を頂けること、改めて感謝申し上げます。

2点ほど、今ほどの知事の意見と重複するところも多々あるわけですが、申し上げたいと思えます。

第1点は、県産農畜産物の風評払拭に向けた取組の強化でございます。これに関しましては、国としても十分認識の上、お取り組みいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。除染廃棄物が野積みされた姿なり、あるいは震災後5年を契機に第一原発周辺の放射線量が相当高い状況、さらには廃炉作業に長期間を要する状況等々が報道され、報道の意図は、大震災原発事故を風化させてはいけないというような認識、意図があるのかもしれませんが、逆に風評を助長しかねない状況もあるのではないかと考えられます。そのためにも、生産現場における安全・安心確保の取組を正當に評価していただけるような、国としての情報発信の継続をお願いしたいと考えております。

さらに、消費者の理解は当然必要ですが、それにも増して流通段階における理解がもっとも必要と考えております。量販店等の経営者、従業員に対する指導や、あるいは本県農畜産物を流通させるに当たってのインセンティブ、財政的な支援等々、検討も含め、行政としてもでき得る限りの指導をお願いしたいと考えております。

第2点としましては、先ほど来、話がありますが、「福島相双復興官民合同チーム」の取組の加速化について、改めてお願いしたいと考えております。合同チームにより、ヒアリングの実施なり、あるいは意向把握、大変意義深いものと考えております。さらには今後は、この取組の進め方、具体的な方策等々について工程表を示すなどして、取組を目に見える形にして情報発信をお願いしたいと考えております。

特に農業分野におきましては、震災後、長期間経過している中、営農再開意欲の減退が懸念されております。早急な地域営農ビジョンの策定等々、取組を加速化させる必要があると考えております。そのためには、新しい今までの従来型の営農モデルではなくて、新しい営農モデルの提示なり提案等も行っていたきながら、財政的支援を含む支援方策の具体的な明示をやっていく必要があると考えております。また、その際は、地元内で資金が還流するような仕組みの構築というものを改めて配慮いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、私のほうから2点ほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○若松復興副大臣 続きまして、渡邊福島県商工会議所連合会長からお願いいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 私、福島県商工会議所連合会の渡邊でございます。

私のほうからは、4点申し上げたいと思います。

まず1点目は、風評被害対策並びに原子力損害賠償への対応ということでございます。福島県では、全県を通して、福島第一原発事故による風評被害の影響を訴える声が非常にいまだに根強くあります。これは農林水産物あるいは観光業などだけでなく、あらゆる産業でその被害は継続しているということでございます。東京電力の原子力損害賠償もいまだ続いている状況であります。このような中で、国内外へ私ども自ら赴いて風評被害払拭活動を実施しておりますが、風評被害は大変根強く、決して年月が過ぎて良くなっているという状況ではございません。この払拭には正確かつ効果的な情報発信が大変必要なわけですけれども、これには国からも引き続きの積極的な応援対応をお願いしたいと思っております。

また、県内全域にこの被害が及んでいるということで、東京電力のいわゆる新たな原子力損害賠償、これについて非常に問題といたしますか、最初に言っている2年間の逸失利益の損害ということがそのとおりなされていないという事例がたくさんありまして、今、東京電力とそういう話し合いもしておりますけれども、これにつきましても、国から資源エネルギー庁とかからも東京電力に確実な実情に合った補償をしていただくように指導をお願いしたいと思っております。

また、2点目は、産業復興に向けた取組の推進には、商工会議所と商工会の連携が大変必要になっております。そういうことで「復興・創生期間」を迎えまして、いかに県内企業が自立的な経済再生を成し遂げるかが我々経済団体に与えられた責務でありますので、今後も事業者の実情を踏まえた、具体的かつきめ細やかな支援を行っていく所存であります。

そうした中で、復興支援員、今、延ばしていただいておりますけれども、この配置、その事業継続をいただいたことに深く感謝しますが、これからもこのような予算措置を是非お願いしたいと思います。

続きまして、交通インフラの整備促進につきましては、先ほど来お話がありますように、いろいろな交通インフラが整っておりますけれども、それにプラスして常磐線あるいは只見線など、現在不通になっている鉄道の復旧、これも福島県は大変広うございますので、全域に経済活動には大変必要だと思っておりますので、是非早急な整備をお願いしたいと思っております。

最後に地方創生、一億総活躍社会の実現で、5年前の国勢調査よりも11万人の人口が減っている。そして、女性、特に若い方の働き手が減っているということで、この人口減少を何とかしなければならぬということで、このような独特な本県の実情を御理解いただいて、一層の御支援をお願いしたいと思っております。

以上、4点、よろしくお願いたします。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、菅野相馬地方市町村会代表からお願いいたします。

○菅野相馬地方市町村会代表 飯舘村長の菅野です。

まず1つは、怒られるかどうか分かりませんが、もう6年目に入ることですから、いつまで賠償で行くのかということを実際に考えていただきたいというように私は思っています。そうしますと、格差なりなんなりがどんどんと拡大して我々が大変になってくるということですから、ある一定程度で切って、生活支援制度というのを本気になって考えていくということが絶対大切ではないかというのが1つであります。そうでないと、福島県の自立はどんどんと遅れていくということだと思っております。

2つ目は、環境問題なのですが、何をすることも放射性物質をどうするかという課題があります。したがって、一時的ではなくて、いわゆる出てきたものを環境省として長期的に対応するという制度を作っていただくということと、もう一つは里山のこと。大きな一つの前進だと思っておりますが、では、里山はどこからどこまでだという問題がまた起きてくると思っております。できれば我々に裁量権を持たせるような形にしっかりした制度、場合によっては交付税という形で長期に、例えば15年なら15年、20年というようにはっきりと我々に出したほうが、我々は信頼し、安心できるということではないかなと思っております。

最後に3つ目であります。若者を含めて子どもが帰らないという状況です。確かにふたば未来学園はあるかもしれませんが、一般的にはほとんどなかなか難しいということでもありますので、若者や子どもが住まない地域を作ってしまったという国の責任はものすごく大きいのだということをもう一回自覚、認識をしていただきたいと思っております。ですから、そこに対する対応というものに、それぞれどの省庁か分かりませんが、しっかりこれから見ていくという、そこを出していただかないと、我々は本当に若い人がいない、子どもがいないという中で、これからどうやっていくかということが非常に重要な案件で

あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、3点です。

○若松復興副大臣 続きまして、馬場双葉地方町村会代表からお願いいたします。

○馬場双葉地方町村会代表 双葉町村会長の馬場有と申します。

国、県におかれましては、被災地の復旧・復興に御尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思ひます。

さて、双葉郡についてでありますけれども、先ほど知事のほうからいろいろお話がございました。常磐自動車道の全線開通、商業施設の開店、医療機関の再開などによって、生活環境が回復して住民の帰還が徐々に進むものと期待しているところでありますけれども、双葉郡全体の復旧・復興までには相当な長い時間を要するというところでありますので、何とぞ認識を新たにさせていただきたいと思っております。

そこで、私のほうから4点ほど申し上げたいと思ひます。

1点は、先ほど来、話がありましたように、私どもの復旧・復興、大変な時間を要しますので、長期間を見通した復興予算の確保と復興庁の在り方について、できるだけ早い時期に検討を始めてほしいということを考えております。

2つ目、生活環境の整理についてであります。先ほどお話がありましたように、常磐道の4車線化、JR常磐線、道路等のインフラ整備、商業施設、医療機関を始めとする生活関連サービスの復旧は必要不可欠であります。特に医療機関について「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」での提言などを踏まえて、国、県のもとで二次救急を担う医療機関を早期に整備していただきたいとお願ひ申し上げます。

また、避難指示が解除された場合、帰還される方は、今、見ていると高齢者の方が非常に多い。そういう状況でありますので、介護人材を確保するためのハード、ソフト面に対する財政支援をお願いしたいということでもあります。

それから、避難指示の解除をされた地域の中でいろいろ生活環境の安全・安心ということが今はテーマになってきています。防犯体制については、その強化のために、現在応援をいただいているウルトラ警察隊の力は非常に必要であります。そういうことで、28年度、今回予算、増員をいただいておりますけれども、是非29年度も増員をよろしくお願ひしたいということでもあります。

3点目です。除染についてであります。現在行われている除染の徹底とフォローアップ除染の柔軟な実施は、当然しっかりお願ひしたいということです。さらに帰還困難区域の除染を、早く方針を決めて本格除染を着手していただきたいということです。森林除染については、先ほど飯舘の村長からお話がありましたように、着実に実施されるようお願ひしたいと思ひます。

さらには中間貯蔵施設については、担当職員も増員されるというお話がございました。国と県が前面に立って地権者への丁寧な説明をお願ひし、強力に推進していただきたいと考えています。

最後に、廃棄物についてであります。これは私、機会あるごとに環境省さんのほうに話を申し上げているのですが、廃棄物の適切な処理は早期の復旧・復興を目指すために不可欠なのです。他方、復旧事業で発生する廃棄物というのは産業廃棄物扱いとなつて、民間事業者が処理するというルールにはなっているのですが、現実には事業者ごとに処理できる廃棄物の線量基準があるために、なかなか一般の事業者が廃棄できない状況なのです。

現在、減容化施設、富岡町さん、私どもの町にあります。その中に放射能を吸着するバグフィルターがありますから、廃炉施設のほうに入れていけば、私どものところは1日300tです。それが今は200~240tしかごみが集まっていないのです。だから、容量があるわけです。そこに置いていけばどんどん廃棄物が片付くということでもありますので、是非そのルールはありますけれども、廃炉施設を有効に活用していただきたい。お願いしたいと思えます。

以上です。

○若松復興副大臣 大変恐縮ですが、時間厳守のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、宮本福島県原子力発電所所在町協議会代表代理からお願いいたします。

○宮本福島県原子力発電所所在町協議会代表代理 私は、檜葉町の会長さんが所用ということで、代理で参りました富岡の宮本です。よろしくお願いいたします。

檜葉町におきましては、全町民避難の町村で初となる避難指示解除が昨年9月6日に行われました。ところが、帰還者数は約6%と厳しい状況であります。また、当町を含む大熊、双葉町の3町は帰還困難区域を有した避難指示区域であり、国が示した平成29年3月の避難指示区域の解除によって全町の解除には至らないというように思います。

このような中で、東日本大震災及び原発事故から5年が経過する中で、原発立地4町は各々の状況に合わせた復旧・復興に取り組んでおる最中でございます。福島復興再生協議会においては、原発事故という特殊事情を真に認識され、各自治体の状況、状態に応じた柔軟な対応と確実な復旧・復興対策を講じられるよう、以下4点をお願いします。

中間貯蔵施設の整備についてであります。この中間貯蔵施設容認があつてから1年半になるわけですが、用地の取得が難航している状況。これらを何とか見通しを立てて、そして早急に搬入ができるようお願いをしたいということ。と申しますのは、私たちの町、これから解除になるわけですが、どうしても除染廃棄物が山のように積まれているとまだ帰れないでしょうという声はかなり大きいのですから、これらに対応していただきたいということでございます。

帰還困難区域の将来像についてでございます。この夏にはこれらのものを示すということでございますが、我々、帰還困難区域の放射線量の推移予測、復旧・復興のロードマップを示した上で、被災自治体及び住民の理解を得るようなことが肝心だと思っております。帰還困難区域の将来像に対する際には、住民一人一人が希望を持てる具体的な内容を示すとともに、ふるさと再生、帰還促進の大前提となる、放射線量の低減につながる帰還困難

区域除染の計画を早急に策定して、一日も早く本格的除染を進めていただきたいと思います。

それから、「イノベーション・コースト構想」の具体化について、産業の創出についてでございます。平成28年度においては、ロボット研究開発施設等の地元企業との連携による地域復興実用化開発、そしてプロジェクトが予定、予算措置されておりますが、これらの「イノベーション・コースト構想」の実現が帰還意欲を高めることにつながるように、財源の確保や各種規制の柔軟運用なども含め、着実に取り組むようによろしくお願いをしたいと思います。

4点目ですが、財政支援についてでございます。これらについては、まだまだ私の町を含め、帰還困難区域のあるところはこれから解除になるわけですから、これらについて継続的な財政支援をよろしくお願いをしたいと思います。そして、さらには原子力政策に協力、貢献してきた背景を十分に考慮し、電源立地地域対策交付金、いわゆるみなし交付金などの財源支援についても強く要望をいたします。

以上です。

○若松復興副大臣 続きまして、加藤福島県町村会代表からお願いいたします。

○加藤福島県町村会代表 町村会長の新地町長の加藤でございます。

私からは3点について申し上げさせていただきます。

1点目が、森林除染を含めた除染の確実な実施についてであります。森林除染については、生活圏以外の森林の除染についても実施に向けた検討をいただいておりますことを、まずもって御礼申し上げます。

本県にとって森林は県土の7割を占め、除染等を通じた森林、林業の再生なくして本県の真の復興を果たすことはできないと思っております。住宅周辺の里山等、避難指示区域に住民帰還が果たされるための大前提が除染でありますので、確実な実施を強くお願いしたいと思います。

2点目としては、中間貯蔵施設の整備についてであります。地元の大熊町、双葉町、広域自治体としての福島県が本県の復興のために苦渋の決断をされたわけでありまして。先ほど中間貯蔵施設の整備について、5年間の見通しの説明もありましたが、仮置場等の使用期限等の問題もありますので、一日も早く本格搬入をされて中間貯蔵施設に安全に貯蔵されることを強く望みます。

最後に、3点目ではありますが、風評被害対策についてであります。これまでも国や県、市町村、そして各業界団体において風評払拭に対する取組に力を入れてまいりましたが、残念ながら本県に対する風評は根強く、農林水産物や観光といった様々な分野で依然として被害が続いております。国内はもとより、国外に対する働きかけを国としても強く働きかけていただき、風評被害対策の強化をお願いしたいと思います。

以上です。

○若松復興副大臣 続きまして、上遠野いわき副市長からお願いいたします。

○上遠野福島県いわき市長代理 いわき市の副市長でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点のみに絞ってお話をしたいと思います。

先月、丸川大臣におかれましては、いわき市長からの要望として、道路側溝の堆積物の処理についてのお願いを申し上げます。その後、本省の担当者の事情聴取をいただきまして、本当にありがとうございました。

これにつきましては、浪江の町長さんからも先ほどありました廃棄物処理の柔軟な対応、取扱いといったことと相通ずるお話でございますが、本市の本格的な復興はもちろんのこと、これからのゲリラ豪雨等への備えといったようなことから、切羽詰まった課題であります。いまだに打開の糸口が見出せないという状況でございます。

いわき市は福島第一原発から30km地域を含む状況にありまして、震災前までは住民ボランティアで年2回、春と秋に、いわゆる降雨のシーズンを前に側溝の土砂上げをしてきたわけですが、住民の追加被ばく回避としての予防的措置を念頭に中断して、以来5年間を経過して道路側溝の堆積物は相当量になってきております。

こうした除染対象から外されました堆積物につきましては、環境省の説明によりますと、基本的には一般廃棄物と同様の取扱いでよろしいという説明があるわけでございますが、この説明については、環境汚染についての責任性への認識が欠落しているのではないかという受け止め方を住民の側からも示されておりました。これまでのように、一般廃棄物処分場でこうしたものを受け入れてもらうことについて、市民理解が得られないのは当然であろうというように思っております。

非常事態の中で、線量レベルが低減した除染廃棄物と、予防措置で除染対策が遅れたものを区分けして対応するという理屈がないのではないかという受け止め方を我々としてはしております。どうぞ、一刻も早く環境省から対処策をお示しいただきますよう、お願いをしたいと思います。

以上です。

○若松復興副大臣 続きまして、室井会津総合開発協議会代表からお願いいたします。

○室井会津総合開発協議会代表 会津総合開発協議会会長を務めております、会津若松市長の室井でございます。日頃より様々御支援いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

風評、言いづらいのですが、実は会津も同じ状況がございまして、是非このことは観光、農業においてございます。具体的には、教育旅行が震災後、震災前の数字にしてまだ7割に満たない。特に県外から来られる方たちは7割に満たないという状況があることを是非御理解いただきたいと思います。今まで御支援いただいていたわけですが、今後も改めて積極的な活動をしてまいりますので、是非御支援をお願いします。

あと農業については、やはり安全な状態、安心なものだということを是非日本国内だけでなく、世界中に継続した情報発信をお願いしたいと思います。

これは御礼でございますが、国交省において広域観光周遊ルート、日本の奥の院・東北探訪ルートということで、インバウンドを視野に入れた施策が示されておりますけれども、是非後押しをお願いしたいということでございます。

風評のもう一点は、残念ながら民間事業者、程度、事業内容、規模に応じて、それぞれまだまだ事業に支障が出ている状況は是非認識いただきまして、十分な賠償が適正な判断のもとにされることを是非お願いしたいということで、東京電力への強い指導をお願いします。

2つ目はインフラでございます。常磐自動車道の4車線化、JR常磐線の全線開通、これは津波、原子力発電所事故の復興として沿岸の地域に重点が置かれることは理解しておりますが、会津地方においても豪雨災害による一部区間不通になっておりますJR只見線、そして暫定2車線区間が残る磐越自動車道4車線化。これも今まで国の関係機関に強く要望してきた経過がございますので、こちらにつきましても福島復興に寄与すると考えておりますので、何とぞ御高配を賜ればと思います。

3つ目は、会津地方、福島県全体の復興・創生には観光などによる交流人口の増加とともに、若者の雇用の場の確保など、定住人口の維持に向けた取組が必要不可欠でありますので、是非この点も国の御支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、震災から5年経過しておりますが、今なお浜通りからの避難の方たちが会津地方の応急仮設住宅でもお住まいになっております。かなり少なくはなっておりますが、我々としては、引き続きできる限りの協力を続けてまいりたいと思いますので、国におかれましても、一刻も早い原子力発電所事故に関する多くの課題解決と福島復興に向けた継続した取組をお願いし、会津総合開発協議会からのお願いと御意見とさせていただきます。

どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

○若松復興副大臣 続きまして、立谷福島県市長会代表からお願いいたします。

○立谷福島県市長会代表 大分議論は出尽くしたと思うのですが、風評対策については、私、この風評被害の最大の原因は、1つは過剰報道、もう一つは国民の知識の無さということだと思います。大抵の国民はベクレルとシーベルトの区別がつかない。放射能と放射線の区別がつかない。

これは馳大臣にもお願いしたのですが、高校入試に放射能の問題を入れると良いのです。そのぐらいやらないと、私は基本的に解決しないと思う。ほぼ迷信みたいな考え方に取りつかれている消費者が非常に多いのです。ですから、このところに立ち入って考えていかないとどうしようもないと思っています。これは是非皆さんで進めていただきたい。

それから、除染の話も今日随分出ていますが、新たな問題が起きてきています。除染作業員の皆さん、別に決して全部悪い方ではないのですが、その方々が例えば相馬市に相当、数千人居住しているのです。テナポラリーハウスでもって居住しているのです。それで、住民の不安が非常に高まっている。相馬では地域見守り隊というボランティアの方々に、

防犯マグネットを貼った車でボランティアで回ってもらっている。ガソリン代ぐらい出さなければいけないですから、お金もかかる。ですが、そもそも何なのかということになると、これは非常に考えていかなければいけない問題だと思うのです。そういう地域住民の方々が自ら志願してやってくれるようなことについては、是非支援をお願いしたいと思います。今のところ、相馬の一般財源でやっていますから。

もう一つ、こういう活動をするに当たっても、警察のバックアップというのは必要なのです。県内の警察官の数を見ていったのですが、だんだん減ってきているのです。ただ、作業員の方々は増えているのです。ですから、治安という意味で、お手伝いの警察官なのだと思いますが、最初の年は350人いたのです。平成28年度は240人だそうなんです。見ていると減ってきているのです。これは是非増員の上、継続していただきたい。

もう一つは、相馬地方、いわきもそうなのですが、やはりドクター、ナースが不足していて、先ほど馬場町長から二次救急という話がありましたけれども、現段階ではとても無理です。医療資源がありません。そういった意味で、経営難になっているところもありますから、ここはひとつ、そのような支援は継続してほしいと思っています。

もう一つ、このことも併せてほしいと思うのですが、せっかく復興住宅を作ったのですが、家賃の低減措置がそう長くないのです。したがって、従来の古い市営住宅に入るために復興住宅に入るのを見合わせている人がいる。これは非常に頭の痛い問題なのですが、この家賃の低減措置について、若干延長して考えていただきたい。被災者の中の生活苦の方々のレベルに立った場合の判断ということも必要になってこようかと思っています。

私からは以上です。

○若松復興副大臣 最後に、満山福島県議会副議長からお願いいたします。

○満山福島県議会議長代理 副議長の満山でございます。

本来であれば杉山議長が出席いたすところでありましてけれども、所用により出席ができませんので、私から説明をさせていただきます。

初めに、先ほど知事から要望がありました内容については、県議会としても強く対応をお願いいたします。特に福島第二原発の廃炉については、県議会としてもこれまで幾度となく東京電力や国に対して要望をしてきたところでありまして、改めてお願いをいたします。

私からは、3月22日の県議会において可決いたしました意見書の中から3点申し上げたいと思います。

1点目は、旧警戒区域内の家畜死体の早急な処理の実施についてであります。旧警戒区域においては、当時の首相の指示により、安楽死処分を行った家畜も含め、現在も多くの家畜死体が埋却されたままになっております。今後、これらの埋却死体そのままになっておりますと、住民の帰還や土地利用の障害になり、復興の妨げになるものであります。ついては、家畜の埋却死体を国の責任において早急に処理していただくようお願いいたします。

2点目は、汚染牧草の取扱いについてであります。昨年10月、暫定許容値を超える、いわゆる汚染牧草が他県から本県に牛の飼料として搬入されるということがありました。このようなことが見過ごされれば、本県の風評被害のさらなる拡大につながるばかりでなく、今後も同じことが起こるおそれもあります。そこで、国におきましては、汚染牧草の取扱いについて、関係法令上の取扱いを明確にするとともに、汚染牧草を保管する自治体に対し、適切な処分などを指導するようお願いをいたします。

3点目は、本県の本格的な漁業再開に向けた取組についてであります。現在、本県沖合では福島第一原発20km圏内を除き試験操業を実施しており、昨年は基準値を超える検体は8,577検体中わずか4検体であるなど、本格的な漁業再開に向けての環境が整いつつあります。このような状況の中、試験操業の海域を福島第一原発の10kmから20km圏内に拡大していくことも検討されているところでありますが、海中の災害がれきが障害となっております。ついては、福島第一原発から半径20km圏内の海中がれきの撤去及び荷揚げ、保管場所の確保等について、陸上と同様に国が積極的に関与するとともに、がれきの荷揚げ等が新たな風評被害を招かないよう、万全な対策をとるようお願いをいたします。あわせて、本県水産物の安全確保の取組状況を国内外に向けてさらに積極的に発信していただくよう、お願いをいたすところであります。

私からは以上であります。よろしくお願ひいたします。

○若松復興副大臣 どうもありがとうございました。

それでは、国から回答を申し上げます。

まずは、高木復興大臣からよろしくお願ひいたします。

○高木復興大臣 改めまして、高木でございます。

本当に多くの貴重な、いずれも大切な御意見を賜ったところでございまして、時間に限りもございしますので、全てにお答えすることもできないかもしれませんが、いろいろ出た中で、まず知事さんから「12市町村の将来像」の実現についてお話をいただきました。「イノベーション・コースト構想」だとか、地域公共交通、二次救急医療、こういったような御意見もたくさん頂きましたが、全て「12市町村の将来像」実現ということに関係してくると思います。また、復興再生拠点の整備についてもそうございまして、しっかりと首長さん始め、頂いた御意見を踏まえて、将来像の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、大事なことはフォローアップだと思っております、しっかりと実施をいたしまして、今後、各項目の具体化に向けて工程表等を取りまとめて、6月頃に開催予定の有識者検討会へ報告したいと考えております。

皆様から頂いた御意見、ほとんどの方におっしゃっていただきました風評でございます、これは本当に大切な、重要な課題だというように強く認識をいたしているところでございます。財源の話がございましたけれども、こういった被災自治体が行います風評対策に要する経費につきましては、震災復興の交付税措置の対象となっているところでござい

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、G7が行われます。これについてもしっかりと国内外に発信をしていきたいと思っております。残念なことに先般、韓国で行われる予定だったらPRイベントが中止されたというようなことでもございますし、いまだ64カ国で輸入規制が課せられている状況でございますので、風評被害対策をしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。「風評対策タスクフォース」を近々開催させていただきまして、各省庁一体となって、また福島県さんにも相談をさせていただきながら、緊密に連携をとりながら風評対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、立谷市長さんからは教育という話もございました。私も原子力立地の県の者でございます。常々正しい放射能あるいは原子力に対する知識を、これは立地の県というよりも、むしろ立地県ではかなりやるのですけれども、立地県以外でやっていただいてこそ意義があるということで、常々考えていろいろ働きかけもいたしておりましたが、今のお話をいただきまして、またしっかりとその話をしていきたいと思ひます。

飛び飛びになってしまいますけれども、復興庁の今後、その在り方という話も頂いたかと思ひます。もちろん、32年までの時限でございます。それはそうでありませうけれども、今般まとめました基本方針におきまして、10年後、32年以降もしっかりと国が前面に立つということをやうたわせていただきました。福島に関しては国が前面に立つということをやうたわせていただきましたので、当然、いずれかの時期に、復興庁をどういう形でこれから取り組んでいくかということ議論しなければならないと思っておりますけれども、今の段階では、今の体制でしっかりとやっていくということが肝要ではないかなと思ひしているところでございます。

また、治安だとか、あるいは警察の状況等にも御指摘いただきました。ごもっともな御指摘だとも思ひますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

それから、森林再生についても御意見いただきました。飯舘村長さんから頂いたかと思ひますし、他の皆さんからも頂きました。里山の範囲についての話がございましたけれども、これにつきましては、地元の具体的な要望も踏まえまして、現場の状況等をよく勘案して対象範囲等を検討したいと思っております。

また、自由度の高い財源についての御指摘も頂いたわけでございますけれども、なかなかこれは国の制度上、難しい問題もあろうかと思ひますが、今後とも復興大臣として各省庁にしっかりと横串を打って、スクラムを組んで総合力を発揮できるように取り組んでいきたいと思ひしているところでございます。

医療だとか、あるいはまたインフラの整備だとか、いろいろな帰還困難区域の見直し等についても御案内のとおりでありますけれども、冒頭にも申し上げたとおり、いずれも本当に大切な課題だというように認識をいたしておりますので、今日頂きました皆様方の御意見を踏まえながら、しっかりと福島の再生・復興に向けて頑張りたいと思ひますので、今後とも御指導を心よりお願い申し上げまして、非常に雑駁ではございますけれども、

私からの一定の、一応の回答とさせていただきます。また後ほど、関係の大臣、あるいはまた副大臣から回答させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○若松復興副大臣 続きまして、林経済産業大臣からよろしくお願ひいたします。

○林経済産業大臣 内堀知事を始め、今日は代表者の皆さん方からいろいろな御意見を拝聴いたしました。

まず私から、廃炉・汚染水対策につきましてでございますけれども、世界で例がないこととございまして、世界の叡智を結集して研究開発を支援しつつ、「中長期ロードマップ」に基づきまして、国も前面に立ちまして、安全かつ確実に進めてまいります。加えまして、地域の皆様の関心や不安に応えながら、地元を始め国内外に適切な情報発信を行っていきたくと思っています。

東電の福島第二原発につきましては、他の原発と同列に扱うことは難しいということは認識をしているところでございます。ただし、この原発の扱いにつきましては、まずは東電が地元の皆様の声に真摯に向き合った上で判断すべきものと考えているところでございます。

原子力損害賠償の着実な実施に当たりましては、事故との相当因果関係が認められる損害に対しまして、迅速かつ適切に賠償するよう、引き続き東京電力を指導してまいりたいと思ひます。

再エネ先駆けの地の実現に向けてでございますけれども、福島が再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り開く「先駆けの地」になるよう、最大限、力を尽くしてまいります。

「イノベーション・コースト構想」に関しましては、福島浜通り地域の経済復興のエンジンとなる重要な取組でございまして、今般28年度予算案でロボットテストフィールドの整備に要する費用などを盛り込んでいるところでございますが、これらの事業も活用して、引き続き県や地元と連携しながら、構想の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

事業者の自立支援策、いわゆる事業・生業の再建に向けて、昨年、「官民合同チーム」を発足させました。事業者を個別訪問いたしまして、丁寧に御意向などをお伺ひしてきたところでございます。今後は専門家による相談体制を強化したり、中小企業者の設備投資を支援したり、人材確保の支援などを実施していくということと同時に、支援策の一層の充実と、この「官民合同チーム」の体制強化を図っていきたくと考えています。

また、被災事業者の全面事業再開に向けまして、商工会議所あるいは商工会の果たす役割は大変大きいものがございまして、引き続きよく連携して取り組んでまいりたいと思っております。

若者の雇用の場の確保の要望もございました。「働く場」を確保するため、企業立地補助金を30年度末まで延長することにいたしました。引き続き福島全域の産業復興を支援し、雇用創出を図っていきたくと考えています。

帰還困難区域の取扱いについてでありますけれども、地域の将来の姿にも関わる大変重

要な課題だと認識しております。今月10日の総理の発言を踏まえまして、夏までに国の考え方を示すべく、今、政府部内でしっかり検討を進めていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、本日頂きました皆様方の様々な御意見をしっかりと受け止めて、口だけではなくて、福島復興に全力で取り組んでいくということを申し上げておきたいと存じます。

○若松復興副大臣 続きまして、丸川環境大臣からよろしくお願ひいたします。

○丸川環境大臣 ありがとうございます。

日頃から様々な場面でお話をお伺いしておりますけれども、改めてこの場で御意見をお伺いして、しっかりやらねばならぬという思いを新たにしたところでございます。

まず、中間貯蔵施設についてでございますが、改めて福島県から10人の派遣をいただきますことに御礼を申し上げたいと存じます。殊、この作業を進める上において、地権者としっかりコミュニケーションをできる方がいなければならないということで、私どももその点に特に重点を置いて増強を図っているところでございますので、しっかりと能力も含めた作業の加速、また力の向上ということを努めてまいりたいと思っておりますし、体制が大きくなる分のマネジメントの強化についてももしっかり指示をしておるところでございます。今後、本省からも、よくその状況を見て作業を進めてまいりたいと思っているところでございます。本日お示しいたしました「当面5年間の見通し」について、これに沿って引き続き全力で取り組んでまいります。

今年の輸送については、道路の増強等は輸送に先立ってきちんと行ってまいりますので、この点は御理解を得られるように、作業を早め早めに進めてまいりたいと思っております。

森林除染の件でございます。私もこの間、改めて、福島県の皆様の暮らしにとって、いかに森林とともに過ごす時間あるいは空間が大切であるかということ認識させていただきまして、復興庁に先頭に立っていただいて一つの考え方を取りまとめたところでございますが、どういう場所が皆様にとって必要な場所なのか、あるいは除染なり林業の再生を進めていくべきところなのかというのは、地域地域によって思いがおりだと思っておりますので、よくこちらの事務所からお伺いをしてお話を伺って、きめ細やかに対応させていただきたいと思っております。

この森林除染については、殊、放射性物質の挙動の特性をしっかりと踏まえて対応することが必要であると思っております。どこにとどまっただけで、どのようにすれば汚染を広げることなく安全に対応ができるのかというのは、その地域の傾斜であったり森にどう囲まれているかであったり違ってまいりますので、細やかな対応を進めるためにも、是非まずモデル事業で、しっかりと我々も地域に応じた技術的知見というものを重ねさせていただいた上で、その先どうしていくかということもしっかりまた御相談をさせていただきたいと思っております。菅野村長がおっしゃった長期的な視点というのは大変重要なことであると思っておりますので、そのことはしっかり頭に置いてこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

帰還困難区域の除染については、私どもも従前から、皆様から強い御要望を頂いているということはよく認識しておりますので、しっかりと政府全体で皆様方の御意見もお伺いをしながら、今日おいでの大臣はもちろんでございますけれども、政府全体としてしっかりと方針をお示しさせていただけるように取り組んでまいります。

また、いわき市の側溝のことにつきましては、市長からも直接お伺いをしておりまして、これまでも御要望を度々頂いていたようでございまして、申し訳ございません。復興庁を始め関係省庁とこの前お話をお伺いした件について、よく相談をさせていただいて、随時お話をともにしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

しっかりと、これからまた「復興・創生期間」ということでございますので、きめ細やかに相談をさせていただきながら、ともに進んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○若松復興副大臣 続きまして、長島復興副大臣からよろしくお願い致します。

○長島復興副大臣 今日は大変ありがとうございました。

私のほうから、大臣からお答えをさせていただきました個別具体的な二、三について、少しお答えをさせていただきたいと思っております。

まず常磐道の4車線化でありますけれども、渋滞状況を確認した上で、いわき中央～広野、山元～岩沼、4車線化に着手することが国土交通省で公表されたところでございますので、残る区間等についても、福島復興・創生に向けて地元からの要請を踏まえ、国土交通省と連携して対応してまいりたいと思っております。

県道吉間田・滝根線については、11月に福島県から国直轄代行事業として着手の要望を頂いておりますが、国として福島の復興・再生に重要であることを踏まえながら、福島県を始め関係機関とよく調整をさせていただいている段階だと報告させていただきたいと思っております。

相双地域等における介護人材の確保等についてでございますけれども、大変大きな課題、そして、これからの復興に資する大きな観点だと我々も受け止めております。我々は復興特会の中で「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設して、同事業を活用して、これまで53名の方に県外から就職していただくことができました。28年度予算においても内容の拡充を含めて盛り込んだところでございますので、これから細かに相談をさせていただきながら対応させていただきたいと思っております。

もう一つ、治安対策です。立谷市長さんから御指摘を頂きました。ボランティアによる見守りパトロールをとということで、大変御協力を頂いていることに感謝申し上げたいと思っております。これからますます避難指示が解除されたりしてそういうニーズが高まってくるのだらうと思っておりますので、是非そんなことに予算を用いながら、住民の皆さんが安心をしていただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますし、福島県の警察の定員を240人、28年度において増員が認められておりますので、警察官の充実を合わせながら地域の自主防

犯パトロールに予算を用いてまいりたいと思います。

それと、大変大きな課題でありますけれども、家賃の低減化対策でございます。御承知のとおりでございます。10年間の時限立法の中で5年目までは差額の4分の3、6年目以降は段階的に低減をするということでございますけれども、災害の復旧状況あるいは生活の実態を踏まえながら、被災自治体、県と協議をしながら見てまいりたいと思いますが、相当程度低減をされていることも踏まえながら、これから相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○若松復興副大臣 続きまして、高木現地対策本部長からお願いいたします。

○高木現地対策本部長 今、経産大臣のほうから個別の問題でお答えさせていただきましたけれども、私から皆さん方に御提案というか、まず、この5年にして大分フェーズが変わってきたなと思います。私も1年半、この立場に立たせていただいて、知事も替わられましたし、これまでずっとやられていた首長の皆さん方、または団体の皆さん方もいますけれども、今までは正直、発生から国と県、連携が余りうまく行かなくて、県と自治体もなかなかうまく行かなくて、うまく行かないというよりは、それぞれが特に国に対して対立をしているみたいな状況があったと思います。

それがようやく、皆さん方も本当に御苦労されながら、まだまだ課題は多いですけども、話合いが大分スムーズにできるようになってきた。国と県とそれぞれの市町村が同じ方向に向けるようになってきたというのが、大分フェーズが変わってきたなと。まだ課題があると思います。そのような中で、今、皆さん方からずっとお話をお伺いしたときに、いわゆる短期の話と中期の話と長期の話とそれぞれあって、私も今、それぞれの解除をして、もうされたところもあるし、これからするところもあるし、大分状況がみんな違います。この違うところで、それぞれの自治体に状況を合わせた対応の仕方はあるはずですし、そのところをもっときめ細かくやらなければいけないかなというのをずっとこちらとしては思っていますし、足りない分もまだまだあります。

そのこのところを、各自治体と県と国がいつも情報を共有しながら、もっと言えば国も、ここの3省庁だけではなくて、厚労省も含めて、先ほどの医療の問題等もありますから、そういう形を短期でこれをやる、中期でこれをやる、そして解除した後、長期でこれをやるみたいな、ちゃんとしたロードマップ。それぞれ各自治体作っておられるのですけれども、自治体だけではなくて、国がここに関われる、ここは県に関われる、こういうのを1回整理したほうが本当の復興に続いていくのではないかなということを改めて感じました。

特に菅野村長の言われた若者・子どもの話で、実際問題、これは国としてどうしなければいけないかというのを考えなければいけないのですけれども、その中で知恵を出し合わなければいけないのだろうな。国がお金を出せば、では子どもは戻ってくるかというのと、そんな甘い話ではなくて、ここのところは県とそれぞれの市町村と、またそれぞれのコミュニティのいろいろな方々と、本当にきっちりと話し合わないと、この5年後、10年後、もっと言ったら、それぞれの自治体が消滅自治体に正になっていくのだろうなと思っております。

ので、このところも含めて短期、中期、長期をしっかりと立て分けて対応していったほうが良いのかなと思いますので、現地対策本部としても、その部分を各自治体回りながら、また丁寧に相談をさせていただきたいなと思っております。

あと、もう一つは賠償の問題でございますが、菅野村長がずっと言われている、いつまで賠償を続けるのか。実際問題、被災者10万人の方々、国が指定して、今、避難されておられる方は約7万人で、その方々は自分で好きで避難したわけではないので、そういった部分では賠償という形はありますけれども、やはりこれから復興する、戻る、そして自立をしていく、そういうものにどうやって力を込めていくかというのが大きな課題であると国のほうではしっかりと捉えて、これも県とそれぞれの自治体と、そしてまた各団体の皆さん方と相談しながら決着をつけてまいりたいと思っております。

○若松復興副大臣 続きまして、井上環境副大臣からお願いいたします。

○井上環境副大臣 私のほうからも若干補足を申し上げたいと思います。

まず、フォローアップ除染につきましては、面的除染の後の事後モニタリングの結果、再汚染等により必要性が認められた場所について、合理性や実施可能性を判断した上で実施しておりますけれども、特に御心配の場所などがありましたら、また個別に御相談いただければ対応したいと思っております。

また、除染作業員につきまして、これまでも環境省も地元の警察と連携して指導、教育に努めてきたところでありまして、引き続きさらにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

次に、事業活動に伴って発生した廃棄物につきましては、事業者の責任で処理していただくこととなりますけれども、不安の声があるということも承知をしております。一方で、8,000Bq/Kg以下の事業系廃棄物につきましては、民間の廃棄物処理業者での処理が進んでいるところもありますので、環境省としても処理先についての御相談などに応じて進めさせていただきたいと思っております。

また、汚染牧草につきましても8,000Bq/Kg以下で廃棄物となったものは、廃棄物処理法に基づいて自治体が処理する必要があると、環境省としても補助事業を活用した処理が行われるよう、引き続き関係市町村への働きかけを行ってまいります。

最後に、旧警戒区域内の家畜死体の処理につきまして、福島県のデータをもとに省内で整理をし、大部分を環境省で処理する予定となっております。ただ、平成24年4月13日以降に事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出者の責任で処理すべき事業系廃棄物に整理をされております。引き続き調整をさせて対応を考えさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○若松復興副大臣 最後に、森屋総務大臣政務官からお願いいたします。

○森屋総務大臣代理 本日は高市総務大臣の代理といたしまして出席をさせていただきました森屋でございます。本日は誠にありがとうございました。

総務省といたしましては、従前より、各被災自治体の皆様方への人的支援並びに財政支

援という大きな2つの柱の中で支援をさせていただいてきたところでございます。

まず、人的支援につきましては、来年度、平成28年度につきましては、各被災自治体の皆様方より、本年度を上回る職員派遣の要望を頂いているところでございます。これにつきましては、1月に総務大臣より、全国の各団体に対しまして、さらなる派遣職員の支援の要請をさせていただいたところでございます。

また、次の財政支援でございますけれども、これにつきましては、先ほどお話がございましたように、震災復興特別交付税の来年度、平成28年度地方財政計画に所要額を盛り込ませていただいたところでございます。引き続き地域の皆様方の御意見をしっかりと受け止めながら、十分な、万全な体制を整えて支援をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

では、高木大臣、お願いいたします。

○高木復興大臣 風化という話が余り出なかったのですけれども、被災地の皆様、御懸念ということでございます。しっかりと被災地の方々が決して忘れ去られているわけではないのだということを認識して復興に頑張っていかなければならないと思いますし、また、国全体がいま一度、この大きな災害というものを共有しなければならぬということかと思っておりますので、風化対策もしっかりやっていかなければならないと思います。

先ほども申し上げましたけれども、6月を東北復興月間と定めまして、シンポジウムや関連イベントを開催して、有識者からNPOあるいは若者まで巻き込んで情報発信をしていきたいと思っておりますし、こういった場を通じながら、あるいはまたこの場を通じながら、しっかりと情報発信していきたいと思っております。

観光についてであります。これについてはもう御案内かと思っておりますが、今年を東北観光復興元年と位置付けさせていただきまして、今、東北観光アドバイザー会議、もう間もなく取りまとめが出てくるかと思っておりますけれども、福島を含めてしっかりとインバウンドのこと、あるいは教育旅行のこと、残念ながら福島はまだまだ残念な状況でございますので、しっかりと福島の観光も復旧・復興していくように取り組ませていただきたいと思います。

今、審議中の予算におきましても大幅に予算を拡充させていただいたところでございますので、しっかりとこの観光についても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

若干時間がございますので、他に御意見がある方は御発言をお願いいたします。

立谷市長、どうぞ。

○立谷福島県市長会代表 事例を1つ紹介したいのです。

我々相馬市は小学校6年生から中学校3年生、あるいは高校3年生まで、毎年全校生徒

を集めて放射能教育をやっているのです。これは2年前のアンケートなのですが、中学2年の女子生徒に、放射能教育が終わった後、アンケートをとったのです。あなたは将来の結婚・出産に対する不安が無くなりましたかというアンケートをとったのです。無くないというのが2割、よく分からないというのが2割。私、これ以上のPTSDはないと思っています。

丸川大臣は女性ですから、思春期の女子中学生が自分はひょっとしたら将来、子どもを産めない体かもしれないと思って成長する悲しさです。我々、相馬市は震災の後、全国から臨床心理士を集めてPTSDチームを作りました。いろいろなところから御支援いただきまして、例えばその活動拠点をルイ・ヴィトンが作ってくれた。そのようなこともあっていろいろ広めてきたのですが、放射能に対する心の傷、この問題については、市長として私は非常に心を痛めています。ですから、先ほど私が申し上げた、放射能というのは正しく恐れて賢く避けるということが原則ですから、それが我が国においてはなされていないという現状に非常に憂慮いたします。

ついでに御紹介しますが、5月7日、8日、相馬で子どもの放射線のデータを皆さんに、相馬で今までやってきた内部被ばく、外部被ばく、空間線量のデータを開示したいと思ひまして「こどもと震災復興国際シンポジウム」というのを開催いたします。後で先生方にお知らせをお送りしますから、できるだけ多くの方々に我々が蓄積してきたデータを私は発信させていただきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、内堀知事、お願いします。

○内堀福島県知事 私から3つ、コンパクトにお話しします。

1点目は、自立という言葉の使い方についてであります。今度「復興・創生期間」に入り、新しいステージに入るということで、やはりいろいろな意味で状況が変わってきています。ただ、自立という言葉を一律に当てはめるのは非常に危ないと思ひます。福島県は間違いなく個人で、事業者で、地域で、前向きになって頑張っている方々がおられます。そういった方々には自立ということで背中を押してあげることが重要です。

一方で、まだまだ自立の「自」の字にも満たない、入口にすら入っていないという方も残念ながらおられて、そういった地域があります。その両方の意識を持って、イチかゼロかということではなくて、やはりそれぞれの地域や個人個人の状況に応じて、自立という言葉を使って良いのかどうかということを常に気にしていただくことが重要だと思ひます。

2点目、今ほど高木大臣からありました風化の議論であります。これについては、是非霞が関の方をお願いしたいのが、どうしても人事異動等で人が替わっていく。これはもうやむを得ない部分があるのですが、そういう中で、例えばある法制度がある、ある予算がある、こういうルールだから適用できないということで行くのではなくて、福島復興再生のため、被災市町村のために、どうやったら予算や制度を生かしていけるのか。法律や制

度、予算のために県民がいるのではなくて、やはり県民が復興再生していくためにどうより良い制度、予算を作っていくべきかという観点、この原点を是非頭に置いて進めていただければと思います。

そして最後、3つ目なのですが、今、言った例えば自立の議論であったり、意識の風化であったり、そういったものを無くしていくために大事なものは、今日の協議会は正にそうなのですが、福島に来ていただくということに尽きると思います。何度も何度も足を運んでいただいている方々はたくさんおられますが、そういう方々と我々の意識は余りずれがありません。ですので、是非機会を持って、実際に現場に足を運んで生の声を聞いていただく。これが福島復興再生の一番根本だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

では、馬場町長、お願いします。

○馬場双葉地方町村会代表 個別的な問題で申し訳ございませんけれども、先ほど林大臣のほうから、東京電力を強力に指導する。いわゆる賠償の関係について、そういうお話がございました。私ども、要望をいつもしているのですけれども、ADRの申立てについて、仲介案というものを町としてはのんだわけです。ところが、東電がのまないのです。それは正当な理由がないのです。そういう形のもを、政府が作ったADRというものをきっちり踏まえていただいて、大臣のほうから東京電力を指導していただきたいということです。

もう私ども、申立てしてから3年です。和解案が出たのが2年前です。町民の70%、1万5,600人の方が申立てをしています。70%の方が同意なのです。1万5,600人の方の中で、400人がもう既に亡くなっているのです。ですから、そういう妥結を見ないまま無念の気持ちで亡くなっている方が出てきているのです。これはまた出てきますので、これは指導していただかないと。ADRの先生方が仲介案を出しているわけですから。今回、また今月末に進行協議があるようではございますけれども、そういう中でADRの先生方が強力に私どもを後押ししていただいているのです。東電はけしからぬと。何の理由をもってやっているのだというものですから、そこを大臣、ひとつ御指導いただきたいと考えています。

それから、井上副大臣、パイロット輸送が終わりますね。その中で、中間貯蔵に本格的な搬入ということになると、これからパイロット輸送の検証が行われますけれども、まず双葉、大熊両町に対しては重い判断をしていただきまして大変感謝しているところなのですが、やはりいろいろな道路を使っていきます。パイロット輸送においても道路の損壊がものすごいのです。結局、搬入する道路というのは決まってくるから、そこに本格的にこれからどんどん入ってきたら、ものすごい道路の損壊が出てくるのです。

これはパイロット輸送で分かっているのです。288号線、これはすごいです。私のところの、福島から浪江まで行くまでの114号、これはすごいです。ですから、その辺もよく考えていただいて、私らは双葉郡としては、もう一つの搬入する道路とか避難道路、そういうものが必要でないかということの前々から言っていたのです。それを全然できないでこう

いう状況に入ってきているのです。ですから、その辺も国土交通省あるいは関係省庁と相談をしながら、そういう現象が出ているわけですから、是非今後の問題として対応していただきたいなということです。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。無ければ、今の御質問に対して、もし政府側の回答がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○林経済産業大臣 馬場町長から賠償問題についてのお話をお聞きしまして、やはり改めて、そういった実態も踏まえた対応をするように東電側に指導していきたいと思ひています。

○若松復興副大臣 他にいかがですか。

環境大臣、お願ひします。

○丸川環境大臣 先ほど私が発言をした中にございましたので私がお話をさせていただきますが、我々、検証も終えて、改めて今回、本格輸送に移るに当たっては、必ずそのルートを通る前にきちんと必要な道路の補修、あるいはこれだけの輸送をするには足りないところについて必要なもの、輸送をその道で始める前に必ず補強の工事をさせていただき、あるいは安全対策の工事をさせていただいて、それを御確認いただくからその道を通すように進めてまいりますので、引き続き御指導をよろしくお願ひ申し上げます。

○若松復興副大臣 ありがとうございます。

他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、大変長時間の議論、ありがとうございます。

最後に、議長であります高木復興大臣より締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○高木復興大臣 今日は多くの忌憚のない重要な、適切な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。2時間ほどの時間でございましたけれども、福島県内にいかに多くの課題があって、そして、それをしっかりと乗り越えていかなければならないということを改めて認識をさせていただいたところでございます。

先ほど林大臣からは、言葉だけではなくというようなお話もございました。しっかりと、しかもスピード感を持って、その問題の解決をしていかなければならないと考えているところでございます。そしてまた、何よりも連携ということが大切だと思います。省庁の連携、そしてまた県との連携、あるいはそれぞれの市町村との連携、横、縦、正に連携をしながら、1つになって課題解決に向けて取り組んでいくことが肝要だということも今日改めて認識をした次第でございます。

まだまだ大変な状況が続くかと思ひます。皆様には本当に引き続き御苦勞をいただくわけでございますけれども、国を挙げてしっかりと、正に前面に立って、ともに復興・再生に向けて頑張りたくと思ひますので、引き続きの御指導、御鞭撻を重ねてお願ひを申し

上げるところでございます。

本日は本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○若松復興副大臣　ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては全て公表といたしまして、また議事につきましては、構成員の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容につきましては、この後のぶら下がり記者会見において、高木復興大臣からブリーフィングさせていただきます。

本日の会議はこれで終了させていただきます。長時間の御協力、本当にありがとうございました。